

令和7年度 第55回舞鶴市都市計画審議会
＜議事録：概要版＞

□日 時：令和7年10月27日（月）15時～

□場 所：舞鶴市役所 議員協議会室

□委 員：

【出席】 18名

舞鶴市農業委員会会長

立命館大学教授

舞鶴工業高等専門学校教授

舞鶴市社会福祉協議会会長

京都府中丹広域振興局建設部中丹東土木事務所長

国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所長

代理出席 国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所副所長

国土交通省近畿地方整備局舞鶴港湾事務所長

京都府中丹広域振興局農林商工部長

代理出席 農商工連携・推進課参事

京都府舞鶴警察署長

特定非営利活動法人まいづるネットワークの会副理事長

舞鶴自治連・区長連協議会会長

公益社団法人舞鶴青年会議所元理事長

特定非営利活動法人難民を助ける会西日本担当理事

舞鶴市議会議員

舞鶴市議会議員

舞鶴市議会委員

舞鶴市議会議員

舞鶴市議会議員

今田 壽孝

岡井 有佳

尾上 亮介

荻野 隆三

市原 隆

大西 民男

大枝 千晋

君島 伸治

笹田 尚吾

志多野 洋子

豊住 進一

上野 和美

福本 清

丸山 拓哉

鷲田 マリ

上羽 和幸

小西 洋一

谷川 眞司

田畑 篤子

西村 正之

□議 案

「舞都議第111号議案 舞鶴都市計画 特定用途誘導地区（伊佐津地区）の決定」

「舞都議第112号議案 舞鶴都市計画 伝統的建造物群保存地区（吉原地区）の決定」

＜開会＞

○市長挨拶

○会長挨拶

○委員の紹介

【質疑応答・意見交換】

※「◆」＝「委員からの質問・意見」

「⇒」＝「事務局の回答」

<結果報告>

○公聴会及び都市計画案の縦覧の結果について

・事務局から説明

【質疑応答・意見交換】※「◆」＝「委員からの質問・意見」、「⇒」＝「事務局の回答」

<質疑応答なし>

<議事>

○議案

「舞都議第111号議案 舞鶴都市計画 特定用途誘導地区（伊佐津地区）の決定」

・事務局から説明

【質疑応答・意見交換】※「◆」＝「委員からの質問・意見」、「⇒」＝「事務局の回答」

◆上野委員

店舗面積30,000㎡に拡大した場合の駐車場確保や交通渋滞は大丈夫か。

⇒30,000㎡は敷地の容積率・建ぺい率等から可能な最大値であり、実際の立地に際しては大規模小売店舗立地法に基づき、交通影響調査を徹底し、必要に応じて交通状況や営業時間などの変更指導を行う。

◆上羽委員

スーパー（食品売り場面積1,000㎡以上）を有しているを条件とした理由について知りたい。

⇒立地適正化計画の誘導施設として「スーパー」を位置付けているため、周辺住民の生活に不可欠な食料品の販売を確保するためであり、1,000㎡は最低限必要な規模として設定した。

◆谷川委員

・現在の店舗面積は。また、現時点で事業者から30,000㎡まで増築するような話が出ているのか。

⇒ゆくゆく増築を考えているとは聞いている。特定用途誘導地区にしなくても、現在の1.2倍までの面積であれば増築はできるが、それ以上になると建築審査会で審査するという手続きを踏む必要があり、事業者の希望のタイミングで建築できない可能性がある。壁をなるべく取り除いて、民間事業者の投資をしやすくするため、この場所を特定用途誘導地区として決定しようとするもの。

◆鷲田委員

東舞鶴駅前の商業施設の区域においても、特定用途誘導地区の決定ができるのか。

⇒当該施設については商業地域に立地しており、既に面積を広げることが可能である。

<議事>

○議案

「舞都議第112号議案 舞鶴都市計画 伝統的建造物群保存地区（吉原地区）の決定」

・事務局から説明

【質疑応答・意見交換】※「◆」＝「委員からの質問・意見」、「⇒」＝「事務局の回答」

◆田畑委員

・地区住民にとって今回伝統的建造物群保存地区として決定することは本当に良いことなのか。会長の意見を伺いたい。

⇒岡井会長

一概に良い悪いは判断できないと思うが、今回の場合、住民からの提案を受けて決定しようとしている。住民が要望しているから決定すると考えると、ここの地区の住民にとって良いことだという判断をされたと考える。

◆田畑委員

- ・反対者に対して、説明を十分にしてほしい。

⇒様々な時間、場所で数十回の説明会を開催したり、瓦版（ニュースレター）の全戸配布を実施してきている。今後も保存活用計画の説明会を通じて、反対者も含めた全ての住民に対し、引き続き説明を尽くしていく。

◆鷺田委員

- ・現時点で反対者はどれくらいいるのか。

⇒不明者を除いた在住者の約73%から賛成・理解を得ている。

- ・今回の決定は、建物のメンテナンス面でメリットがあるということか。

⇒伝統的建造物群保存地区として決定され、その後重要伝統的建造物群保存地区に選定されれば、今ある建物を保存するための費用に対して補助金の交付ができる。歴史的価値のある建物以外でも、まちなみに合致するよう修景する場合に補助金が交付できるよう、手続きを進めている。

◆小西委員

- ・伝統的建造物群保存地区として決定しようとする区域内の建物数、居住者数は。

⇒令和2年国勢調査より、世帯人数が623人、世帯数が354世帯。全建物数は約600件。そのうち、約200件が歴史的価値の高い建築物と聞いている。

- ・不明者数は。

⇒約80人だが、その中には複数の土地を所有している方もいて、規模感としては伝えづらい。

- ・主な反対意見は。

⇒新築の際にも一定規制がかかること。また、観光客の増加により日常生活に支障が出ること。しかし、伝統的建造物群保存地区として決定され、その後重要伝統的建造物群保存地区に選定されれば、補助金も含め市としても住民の生活を守る様々な事業を実施することができる。

◆尾上委員

既存不適格で現在建築できないエリアはあるか。

⇒府道沿い、地区中央にある道路（幅員4m以上）沿いは無し。それ以外の道路沿いにある建物はほぼ既存不適格建築物となっている。

◆西村委員

建物同士の間隔が非常に狭く、火災があった場合延焼の恐れがあるが、消火体制等は整っているのか。

⇒今後火災の被害を最小限にするために、放水銃や連動式火災報知器の導入、防火建材の使用など、地域と市と連携して防火対策事業を実施していく予定。

<採決>

→両議案とも満場一致で可決
原案のとおり答申

<閉会>

○建設部長挨拶